

平成23年1月4日

## NP 資格試験評価委員会の設置について

- 1 厚生労働省の「チーム医療の推進に関する検討会」の報告書において、特定看護師(仮称)の水準を検証・評価し、質を確保するとともに、その評価が医療現場においてスムーズに受け入れられるためには、特定の医療スタッフ関係者等による評価システムではなく、医療関係者の幅広い協力を得て運営される客観的かつ公正な評価システムが必要であるとされた。
- 2 特定看護師(仮称)が制度化された際に、第三者評価機関がその質を評価することとなっていることから、制度化された第三者評価機関が設置されるまでの間、日本NP協議会では、本協議会が実施する「NP 資格認定試験」の質を保障するために、制度化された第三者評価機関に代わるものとして、NP 資格試験評価委員会を設置する。
- 3 NP 資格試験評価委員会は、次のことを行う。
  - (1) 日本NP協議会の実施するNP 資格認定試験に関する評価
  - (2) その他NP (診療看護師) の業務等に関する評価に必要な事項の検討
- 4 NP 資格試験評価委員会の委員は、5名とし、日本NP協議会会長が委嘱する。
- 5 NP 資格試験評価委員会の事務は、日本NP協議会が行なう。